

事務連絡

令和2年5月28日

西宮市指定介護保険サービス

(居宅介護支援・通所・短期入所等) 事業者 各位

西宮市法人指導課長

西宮市介護保険課長

緊急事態宣言解除後における介護保険サービス事業所(通所・短期入所等)の新型コロナウイルス感染防止対策の再徹底等について

平素は、本市の介護保険運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、兵庫県については、令和2年5月21日、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)第32条に基づく「緊急事態宣言」が解除されました。これを受け、兵庫県が緊急事態解除後の新型コロナウイルス感染防止の取組について、「緊急事態宣言解除後における新型コロナウイルス感染防止対策の再徹底等について」(令和2年5月21日付兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長通知)により示しているところですが、本市においては次の通りとしますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

通所又は短期入所の介護サービス(注)事業所においては、「緊急事態宣言」発令に伴う介護保険サービス事業所(通所・短期入所等)の対応及び臨時的なサービス提供の取り扱い等について」(令和2年4月13日西宮市法人指導課長ほか連名事務連絡)の2及び3で示した内容については、継続を基本とすること。

ただし、家族での介護が可能である等、サービスを利用しなくても居宅等で生活することが可能な利用者について、可能な限りのサービス利用の自粛は継続するが、自粛は利用者本人等の希望や状況等に基づき、利用者本人等において判断いただくものとし、西宮市からの要請として、介護サービス事業所から利用者に対して利用自粛の協力を求めることはしないものであること。

なお、サービス利用の自粛が長期化する等により、利用者等の心身への負担や影響も懸念されることから、介護サービス事業所で「利用の自粛」の協力を求める場合には、本人等の希望や状況等も十分に勘案し、過度な無理が生じないように留意いただきたいこと。

(注) 通所介護、地域密着型通所介護、予防専門型通所サービス、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)短期入所療養介護、療養通所介護、

(介護予防) 認知症対応型通所介護、(介護予防) 短期利用認知症対応型共同生活介護、
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 (※)
※ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護は通所・短期入所に相
当するサービスに限る。

以上

【問い合わせ先】

施設系 (短期入所含む)	法人指導課	法人認可・施設等指導チーム	(電話) 0798-35-3423
居宅系・通所系	法人指導課	居宅事業者指導チーム	(電話) 0798-35-3082
報酬請求関連	介護保険課	給付・適正化チーム	(電話) 0798-35-3048